**平成２７年（フ）第５１号**
茨城県高萩市大字安良川951番地の１　Ｋマンション103
債務者　礒合　利昭
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２７年（フ）第１１５号**
神奈川県厚木市戸室１丁目27番９－601号、前住所神奈川県伊勢原市高森６丁目５番地の９レクセルガーデン愛甲石田106号
債務者　関根　靖男
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１８９号**
神奈川県中郡二宮町山西240番地の13、前住所神奈川県南足柄市怒田318番地14　メゾンフ・ミールＢ202
債務者　日野　大介
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２０２号**
神奈川県厚木市下依知246番地31
債務者　齋藤　達也
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２２１号**
神奈川県厚木市森の里３丁目８番１－301号
債務者　三村　泰造
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２２８号**
神奈川県平塚市横内2330番地の３
債務者　辰井金皿郎
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１６６号**
神奈川県小田原市高田242番地の６、前住所神奈川県小田原市小竹794番地の58　さつきが丘９－７
債務者　佐藤　光昭
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２１０号**
神奈川県小田原市曽比1800番地　コーポ片山203号室
債務者　若林　栄一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２１３号**
神奈川県伊勢原市桜台１丁目22番15－711号
債務者　曾我　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２７５号**
北九州市八幡西区紅梅３丁目２番26－604号
債務者　塚本　礼子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１３０号**
沖縄県那覇市古波蔵２丁目32番27号　古蔵マンション208
債務者　米須　純子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第１５９号**
神奈川県平塚市上平塚11番53号　エスポアール湘南205号、前住所神奈川県平塚市浅間町11番２－605号　コンフォール平塚
債務者　江刺　清子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２０１号**
神奈川県小田原市北ノ窪460番地　リトルガーデン302
債務者　遠藤　邦男
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第６８号**
青森県弘前市大字紺屋町165番地　ＢｒｉｃｋＷｏｒｌｄ　Ｂ－202号、旧住所青森県弘前市大字安原１丁目２番地13
債務者　三浦　泰弘
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第６９号**
青森県弘前市大字紺屋町165番地　ＢｒｉｃｋＷｏｒｌｄ　Ｂ－202号、旧住所青森県弘前市大字安原１丁目２番地13
債務者　三橋寿々乃
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第１９４号**
神奈川県厚木市泉町13番１－602号、前住所神奈川県厚木市戸室２丁目19番23号　ヒルハイム103
債務者　佐藤　宏治
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部